

未定稿
(参考資料)

資料3-1

29年度

(仮称)

仕事応援ガイドブック

鎌倉市就労支援等事業所ガイド

はじめに

平成18年、障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）の施行に伴い、障害を持つ方への“一般就労（企業等への就職）”を目指すための事業である「就労移行支援事業」、「自立訓練」や、“福祉的就労”を提供する「就労継続支援 A 型事業」、「就労継続支援 B 型事業」が誕生しました。鎌倉市内においてもその事業を行う事業所は年々増加しており、着実に当事者の「はたらきたい」という想いにそれぞれの事業所が応えているところであります。

しかしながら、それぞれの事業所が提供している作業、訓練メニュー、重視している支援内容などには差異があり、これは障害福祉や教育、労働の関係者においても十分に知られているものではありません。

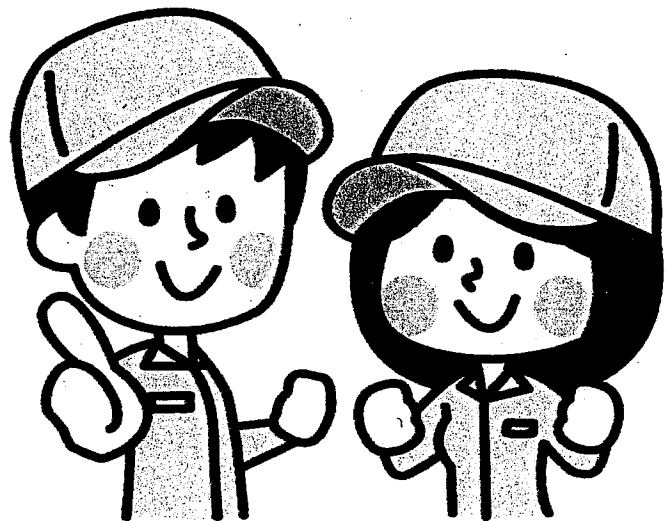
実際にこれらの就労系サービス事業を利用しようとする場合で本人に合う事業所は果たしてどこなのかを考えるための情報は実に限られているとも言えます。これらのことから、鎌倉市内で障害者〇の就労に取り組む各障害福祉サービス事業所を網羅し、「鎌倉市仕事応援ガイドブック」として、就職に向けて某かの支援や訓練を望まれている方々、またその関係する皆様への事前情報としてご活用いただくことを目的とし、鎌倉市障害者支援協議会就労支援部会にて本ガイドを作成させていただきました。

このガイドが、障がいのある方々の「はたらく」についての取り組み、また各障害福祉サービス事業へのご理解を広げていただき障がいのある方が就労への第一歩を踏み出すためのご参考となれば幸いです。なお、記載事項につきましてご不明な点などございましたら直接各事業所までお問い合わせ下さいませようお願いいたします。

事務局(基幹相談支援センター)または

平成29年〇月

鎌倉市障害者支援協議会 就労支援部会

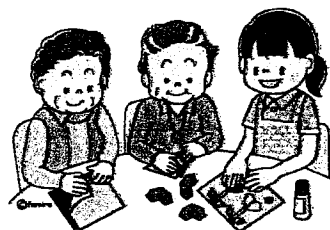


仕事応援ガイドブック

鎌倉市就労支援等事業所ガイドのご案内

目次

- 障害福祉サービス（就労関連及び自立訓練）の概要・・・ 3
- 計画相談支援・障害児相談支援のご案内・・・ 4
- 障害福祉サービスの流れ・・・ 5
- 相談についてのご案内・・・ 7
- 障害者に対する就労支援内容一覧・・・ 9
- 鎌倉市内就労支援事業所一覧・・・ 8
- 障害者に対する就労支援内容一覧・・・ 12
- 就労支援事業所からの就労実績一覧・・・ 14
- 事業所紹介・・・ 15～
- 知っておきたい3つの情報・・・ 16



障害福祉サービス（就労関連及び自立訓練）の概要

○就労移行支援事業所とは

知識や能力の向上のために訓練を行うところです。

- 専門の職員が障害のある方の状況や希望をお聞きし、事業所内や企業における作業・実習の実施、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。利用者ごとに、標準利用期間 24 ヶ月) 内での利用となります。
- 事業所で企業の下請けや軽作業など何らかの事業を行っている場合は、働いた分の工賃が支払われます。

○就労継続支援 A 型事業所（雇用型）とは

- 一般企業等に雇用されることが困難な障害のある方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うところです。
- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労への移行に向けて支援を受けます。
- 事業所が行う就労、事業所が請け負った作業を行い、就業規則に基づく賃金が本人に支払われます。

○就労継続支援 B 型事業所（非雇用型）とは

- 就労移行支援事業等を利用されたが一般企業や就労継続 A 型事業の雇用に結びつかなかった方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかか知識及び能力の向上や維持が期待される方が利用します。
- 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労等への移行に向けて支援を受けます。
- 事業所で企業の下請けや軽作業など何らかの事業を行っている場合は、働いた分の工賃が支払われます。

※障害福祉サービスの利用には、利用料（利用者負担額）が必要です。利用料は、所得区分に応じた負担額（月額）を支払うこととなります。ただし、サービス提供費用の 1 割の額が負担額より低い場合は、1 割の額までの負担となります。

※事業所によって就労支援の取り組み内容が異なります。お問い合わせや見学も受け付けていますので、詳しくは各事業所に直接お問い合わせください。



障害福祉サービス・障害児通所支援をご利用のみなさまへ

計画相談支援・障害児相談支援のご案内

障害福祉サービス・障害児通所支援をご利用になる全ての方が、より安心して必要なサービスを利用することが出来るように、平成24年4月から、「計画相談支援」「障害児相談支援」のサービスが始まりました。

※平成27年4月以降は、サービスをご利用になる全ての方に必要となります。

※平成27年3月までは経過措置期間であり、平成24年4月から平成27年3月までにサービスを更新した方で、サービス支給期間の終わりが平成27年4月以降である場合、平成27年4月からサービスが使えなくなるわけではありません。

ただし次回の更新のときには必ず「計画相談支援」「障害児相談支援」のサービスをあわせて受けることが必要となります。

計画相談支援・障害児相談支援とは？

「計画相談支援」「障害児相談支援」とは、市から指定を受けている相談支援事業所が、次の支援を行うサービスです。

- ①生活や仕事、趣味、家族との関係などについて現在の状況と、これからのご希望を踏まえてサービスの利用計画（これを「サービス等利用計画」または「障害児支援利用計画」といいます。）を作成します。
 - ②計画に沿って、サービスを有効に利用できているかを定期的に確認し、必要に応じて計画を見直します。（これを「モニタリング」といいます。）
 - ③計画に沿ったサービスを提供するため、ご本人やご家族の相談にのったり、ご本人と関わるさまざまな機関（サービスを提供する事業所、学校、医療機関など）と連絡調整をします。
- ※上記の①～③に関する費用は発生しません。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画は誰が作成するのですか？

鎌倉市が指定した相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。事業所一覧のうち、障害別で◎か○のついている事業所から選んでください。

また、市外の施設をご利用の方は、事業所のある市の指定を受けた相談支援事業所に作成を依頼することがあります。詳しくは障害者福祉課のケースワーカーにご確認ください。

※自分で作成することも出来ます。（セルフプラン）

セルフプランはご本人やご家族、介護者など、相談支援専門員以外の方が作成するプランです。サービスの種類や量の変更となった場合は、セルフプランの作り直しと再提出が必要です。



障害福祉サービスの申請の流れ

①更新のお知らせが届く

市から支給申請書と計画相談の案内が届く。(サービス更新者が対象。計画相談支援が既に導入されている方や移動支援のみを利用している方は除きます。また、区分更新の場合は日程調整のご連絡をします。)

②利用(支給)申請

市の窓口で利用申請を行います。障害別の市の職員による現在の状況の聞き取りを実施します。
 ※セルフプランを選ぶ際は、記入済のプランを合わせてご提出ください。
 ※児童の場合は5領域11項目の調査を行いません。

③相談支援事業所との契約

利用者が指定を受けた相談支援事業所にあらかじめ電話で連絡をした上で、サービス等利用計画の作成を直接申込み、契約をします。(セルフプラン作成の方は除く。)

④認定調査

新規・区分更新の場合のみ
 市が心身の状況に関する80項目の調査を行います。

⑤障害支援区分の認定

新規・区分更新の場合のみ(児童は除く)
 市の区分認定審査会において判定を行い、障害支援区分を認定します。(就労系サービスは、区分認定を行いません。)

⑥サービス等利用計画案の提出

相談支援事業所の相談支援専門員が作成したサービス等利用計画案を市に提出します。(セルフプラン作成の方は除く。)

⑦支給決定

⑥の計画案やセルフプランを勘案し、市が障害福祉サービスの種類や支給量の決定を行います。

⑧受給者証の交付

「サービスの種類」「支給決定期間」などが記載された受給者証を、本人へ交付します。市から相談支援事業所に受給者証の写しを交付します。

⑨サービス担当者会議

相談支援専門員は、サービス担当者とサービス等利用計画案をもとに詳細な内容を決めます。利用者は、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画を確認します。

⑩サービス提供事業所との契約・サービス利用開始

利用者は、受給者証をもとにサービス提供事業所と契約し、サービスの提供を受けます。

⑪モニタリング

相談支援専門員が定期的に確認。



計画相談支援、障害児相談支援を活用すると・・・

通所先での困ったことや、将来のことを一緒に考えてもらえて心強い！
 サービスの調整は、一人だと不安だったけれど、手伝ってもらえて良かった！
 モニタリングで相談支援専門員と自分のサービスの使い方を振り返ることで、新たな目標が出来た！
 家族だけで抱えてしまっていた問題を相談支援専門員が間に入って話を聞いてもらったことで、気持ちが軽くなった。成年後見制度についても知ることが出来て良かった！
 自分らしい生活を送るために、障害福祉サービス以外の情報も教えてもらった！

・・・などのメリットがあります。

障害者福祉課指定 相談支援事業所一覧 (H28.2現在) ◎…主に対象としている障害

	事業所名	所在地	連絡先	身	知	精	児
1	ラファエル会鎌倉地域支援室	大船 1175 小坂ビル	☎ : 55-8878 Fax : 47-2727	○	◎	○	◎
2	キャロットサポートセンター	由比ガ浜 2-9-62 フォーラム 301	☎ : 25-3939 Fax : 23-2374	◎	◎	○	○
3	地域生活サポートセンター とらいむ	由比ガ浜 2-2-40 KFビル 4F	☎ : 61-3205 Fax : 61-3207	○	○	◎	○
4	あさひ訪問看護・ 介護ステーション	大船 2-1-3 ミサオビル 2F	☎ : 43-6688 Fax : 43-6675	○	○	○	—
5	株式会社 ハーモニー	城廻 481-24	☎ : 53-7186 Fax : 46-8665	○	◎	—	◎
6	鎌倉市 発達支援室	御成町 20-21 鎌倉市福祉センター内	☎ : 23-5130 Fax : 23-5130	—	—	—	◎
7	相談支援事業所 麦の穂	扇ガ谷 1-7-7-101	☎ : 25-2567 Fax : 25-2567	—	—	◎	—
8	地域福祉 みどりの園鎌倉	常盤 165-8	☎ : 33-3912 Fax : 33-3916	◎	○	—	○
9	小さき花の園 (主に重心対象)	腰越 1-2-1	☎ : 31-6703 Fax : 32-5841	◎	○	—	○
10	相談支援事業所ひびき鎌倉山	鎌倉山 2-8-34	☎ : 33-5995 Fax : 33-0765	—	◎	—	◎
11	鎌倉やまなみ相談支援事業所	植木 18	☎ : 55-5003 Fax : 43-6541	—	◎	—	○
12	虹の子相談支援事業所	常盤 10-10	☎ : 43-5600 Fax : 43-5600	—	◎	—	○

【制度に対するお問い合わせ】 鎌倉市役所 障害者福祉課 ☎61-3975



障害についてのご相談は お近くの相談支援事業所へ!!

5 株式会社ハーモニー

■ 鎌倉市城廻481-24

☎ 0467-53-7186 FAX:0467-46-8665

居宅介護、移動支援、行動援護その他の支援業
障がいのある方への、居宅介護、移動支援などのヘルパー
経験に基づき計画相談にあっています。

11 鎌倉やまなみ相談支援事業所

■ 鎌倉市植木18番地

☎ 0467-55-5003 FAX:0467-43-6541

社会福祉法人清和会の事業所として、知的
障害児の方の障害児相談、計画相談を
しています。

9 聖テレジア会 小さき花の園

■ 鎌倉市腰越1丁目2番1号

☎ 0467-31-6703 FAX:0467-32-5841

小さき花の園は重症心身障害児・者施設です。
社会福祉法人聖テレジア会の施設として最も
重い障害を持つ人のための支援を行っています。

8 みどりの園鎌倉

■ 鎌倉市常盤165-8

☎ 0467-33-3912 FAX:0467-33-3916

※身体障害、知的、児童を対象です。

10 びびき鎌倉山

■ 鎌倉市鎌倉山2-8-34

☎ 0467-33-5995 FAX:0467-33-0765

1 社会福祉法人ラファエル会 鎌倉地域支援室

鎌倉市の委託相談支援・指定相談支援・児童相談・地域相談の各種事業所
を開設しており、通所・入所施設・居宅介護・移動支援・行動援護等々現場
の経験を積んだ相談支援専門員が児童から成人の計画作成を行っています。

■ 鎌倉市大船1175 小坂ビル

☎ 0467-55-8878 FAX 0467-47-2727

2 地域活動支援センター キャロットサポートセンター

■ 鎌倉市由比ガ浜2-9-62 フォーラム301

☎ 0467-23-5235 FAX:0467-25-3939

障害をお持ちの方やそのご家族のご相談に応じ、より
良い生活の実現を一緒に考えていきます。
ご相談は予約になっております。

3 地域生活サポートセンターとらいむ

■ 鎌倉市由比ガ浜2-2-40 KFビル4階

☎ 0467-61-3205 FAX:0467-61-3207

主に精神障害をお持ちの方やそのご家族の生活上の
相談に応じ、地域での生活を一緒に考えます。
祝日を除く月曜日～金曜日の9:00～17:00にお電話
下さい。

4 あさひ訪問看護・介護ステーション

■ 鎌倉市大船2-1-3 操ビル2階

☎ 0467-43-6688 FAX:0467-43-6675

介護保険の相談、居宅介護もしています。

6 鎌倉市発達支援室

■ 鎌倉市御成町20-21 鎌倉市福祉センター内

☎/FAX:0467-23-5130

主に幼児から小学生の方で、児童発達支援保育所等
訪問支援、放課後等デイサービス、短期入所などの
サービスをご利用の方の計画作成を行っています。

7 相談支援事業所 麦の穂

■ 鎌倉市扇ガ谷1-7-7

☎/FAX:0467-25-2567

木のぬくもりが感じられる事業所です。
小さい事業所ですが、皆さんの希望に
沿った計画を一緒に作成します。

12 虹の子相談支援事業所

■ 鎌倉市常盤10-10

☎ 0467-43-5600 FAX:0467-43-5600

委託相談事業所

計画相談支援・障害児相談支援とは？

「計画相談支援」「障害児相談支援」とは、市から指定を受けている
相談支援事業所が、次の支援を行うサービスです。

①生活や仕事、趣味、家族との関係などについて現在の状況と、これからの
ご希望を踏まえてサービスの利用計画（これを「サービス等利用計画」また
は「障害児支援利用計画」といいます。）を作成します。

②計画に沿って、サービスを有効に利用できているかを定期的に確認し、必要
に応じて計画を見直します。（これを「モニタリング」といいます。）

③計画に沿ったサービスを提供するため、ご本人やご家族の相談にのったり、
ご本人と関わるさまざまな機関（サービスを提供する事業所、学校、医療機関
など）と連絡調整をします。

※上記の①～③に関する費用は発生しません。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画は誰が作成するのですか？

鎌倉市が指定した相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。
事業所一覧のうち、障害別で◎か○のついている事業所から選んで
ください。

また、市外の施設をご利用の方は、事業所のある市の指定を受けた
相談支援事業所に作成を依頼することがあります。詳しくは障害者
福祉課の障害別のケースワーカーにご確認ください。

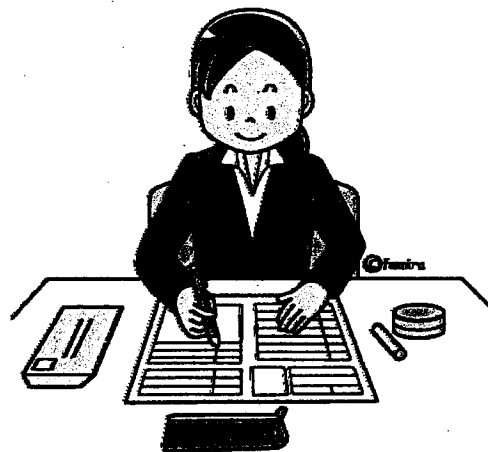
※自分で作成することも出来ます。（セルフプラン）

セルフプランはご本人やご家族、介護者など、相談支援専門員以外
の方が作成するプランです。

障害者福祉課指定相談支援事業所一覧(日26日現在)

指定相談事業所

◎…主に対象としている障害



計画相談の導入の書類等の流れ

【計画相談の導入に当たって必要となる書類】

- (ア)：介護給付費等支給申請書兼
利用者負担額減額・免除等申請書（総合支援法）
通所給付費支給申請書兼
利用者負担額減額・免除等申請書（児童福祉法）
- (イ)：サービス等利用計画案・障害児支援
利用計画案提出依頼書
- (ウ)：計画相談支援給付費・障害児支援給付費支給申請書

市役所障害者福祉課からサービス更新者に対して送付される書類

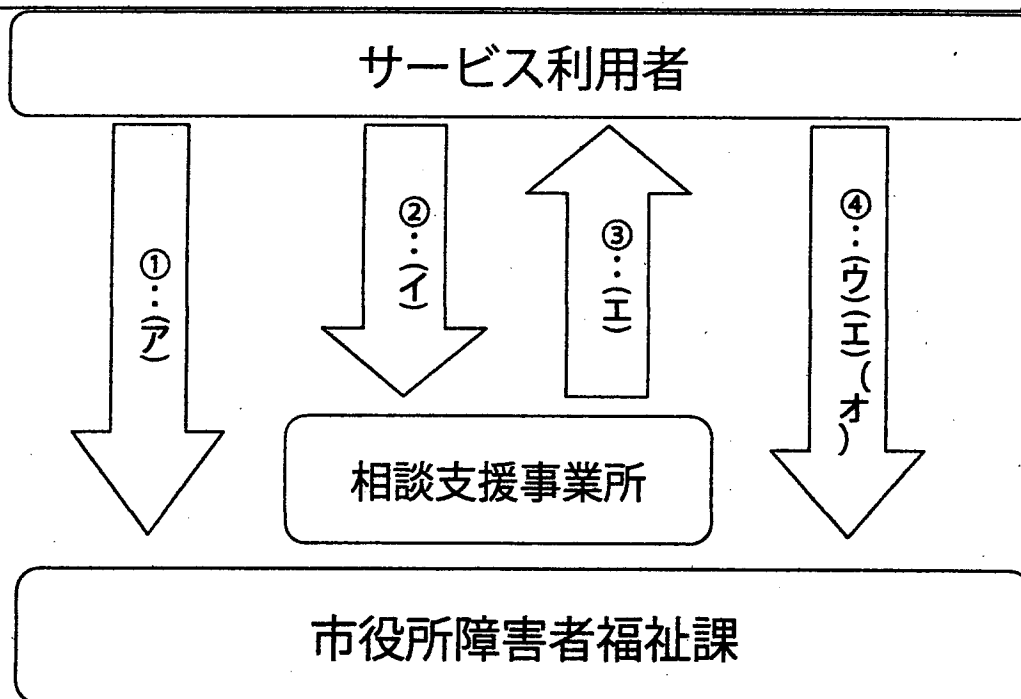
(エ)：計画相談支援・障害児相談支援依頼届出書

(オ)：サービス等利用計画案・・・・・・・・・・相談支援事業所が作成する書類

<具体的な流れ>

市役所障害者福祉課（以下、市役所）から上記（ア）～（エ）の書類が届く。

- ① （ア）の書類を市役所に提出（簡単な聞き取りを市職員が実施）
- ② 相談支援事業所にあらかじめ電話で連絡し、面談日を決める。面談時に（イ）を提示する。
- ③ 相談支援事業所と契約をし、（オ）を作成してもらう。
- ④ （ウ）～（オ）を市役所に提出する。



※ 原則は上記の通りです。ただし、（オ）の作成が提出期限を過ぎるような場合は、（オ）を待たずに（ウ）（エ）を先に市役所に提出してください。

※ 利用者が各書類を市役所へ提出することが原則ですが、（ウ）～（オ）については相談支援専門員が（使用者として）市役所に提出することも可能です。



障害者に対する就労支援内容一覧(1)

【就労に向けての相談】

相談内容	支援内容	支援機関
<p>○働きたいが、何から始めてよいかわからないので相談したい。</p> <p>○就職に向けて、受けられる支援制度や支援機関を知りたい。</p>	<p>各自治体、ハローワーク、特別支援学校、地域障害者職業センターなどの関係機関と連携して、障害のある方の就業面及び生活面の一体的な支援を行います。</p>	<p>よこすか障害者就業・生活支援センター</p> <p>☎046-820-1933</p>
<p>○就職に向けての課題や自分に合った仕事を知りたい。</p> <p>○専門的な職業評価を受けたい。</p>	<p>＝職業相談、職業評価＝</p> <p>・仕事の種類や働き方などについて、希望や障がい特性、課題等を踏まえながら、相談・助言、職業評価の実施、情報提供を行います。</p> <p>・必要に応じて、障害者職業センターにおいて専門的な支援を行います。</p>	<p>神奈川県障害者職業センター</p> <p>☎042-745-3131</p>
<p>○就職に向けての課題を把握し、その課題の改善や適応能力の向上を図るための訓練を受けたい。</p>	<p>＝職業準備支援＝</p> <p>・作業支援、職業準備講習、精神障がい者、発達障がい者向けのカリキュラムを通じて、基本的な労働習慣の習得、作業能力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援します。</p>	<p>神奈川県障害者職業センター</p> <p>☎042-745-3131</p>
<p>○就職に向けての訓練から就職後の定着支援までを一貫して受けたい。</p>	<p>＝就労移行支援事業＝</p> <p>・一般就労への移行に向けて、就労移行支援事業所内での作業や、一般企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。</p>	<p>※各就労移行支援事業所に直接ご連絡ください。</p>
<p>○職業に必要な技能を身に付けたい。</p>	<p>＝公共職業訓練＝</p> <p>・障がい者職業能力開発校のほか、公共職業能力開発校において、公共職業訓練を実施します。</p>	<p>ハローワーク藤沢</p> <p>☎0466-23-8609(代)</p>
	<p>＝障がい者の態様に応じた多様な委託訓練＝</p> <p>・一般企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して就職に必要な知識・技能を習得するための公共職業訓練を実施します。</p>	<p>神奈川県 障害者職業能力開発校</p> <p>☎042-744-1243(代)</p>

障害者に対する就労支援内容一覧(2)

【就職活動、雇用前・定着支援】

相談内容	支援内容	支援機関
<p>○すぐ就職活動を始めたい。</p> <p>○就職先を探したい。</p>	<p>＝求職登録、職業紹介＝</p> <p>・就職を希望してハローワークに求職申込みを行っていただき、求職者の能力等と職務の要件とを十分照合して職業紹介を行います。</p>	<p>ハローワーク藤沢</p> <p>☎ 0466-23-8609(代)</p>
<p>○紹介された事業所で働き続けることができるかどうか試したい。</p>	<p>＝障がい者試行雇用(トライアル雇用)事業＝</p> <p>・一般企業の事業主と有期雇用契約を締結し、3ヶ月間の試行雇用を行います。就職に対する不安を軽減し、一般企業の事業主と障がいのある方の相互の理解を深め、その後の常用雇用を目指します。</p>	<p>ハローワーク藤沢</p> <p>☎ 0466-23-8609(代)</p>
<p>○職場に適應できるか不安なので、専門的な支援を受けながら就労したい。</p> <p>○仕事や職場でのコミュニケーションが上手くいかないので、ジョブコーチの支援を受けたい。</p>	<p>＝ジョブコーチ(職場適應援助者)支援事業＝</p> <p>・一般企業にジョブコーチを派遣し、障がいがある方や一般企業の事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的な援助を実施します。(ジョブコーチは、障害者職業センターのほかに、就労支援を行う社会福祉法人等にも配置されています。)</p>	<p>神奈川県障害者職業センター</p> <p>☎ 042-745-3131</p>
<p>○職場での様々な悩みについて相談したい。</p> <p>○職場での生活だけでなく日常生活面での相談をしたい。</p>	<p>障害のある方の職業生活における自立を図るため、就職や職場適應などの就業面の支援及び生活習慣の形成や日常生活の自己管理などの生活面の支援を一体的かつ総合的に実施しています。</p>	<p>よこすか障害者就業・生活支援センター</p> <p>☎ 046-820-1933</p>
<p>○在職中に受障し、障がいとなった。この職場で働きたいのだが、どうすればよいか。</p>	<p>＝継続雇用の支援＝</p> <p>・在職中に障がいを受障した方が慣れた職場での雇用を継続できるよう、種々の支援策を活用し、また、地域の関係機関と連携して、障がい者と一般企業の事業主に対する支援を行います。</p>	<p>神奈川県障害者職業センター</p> <p>☎ 042-745-3131</p>
<p>○うつ病等により休職しているが、もとの職場へ復帰するために、専門的な支援を受けたい。</p>	<p>＝精神障がい者の職場復帰支援＝</p> <p>・主治医等との連携の下、職場復帰に向けたコーディネート、生活リズムの立て直し、ストレス対処力を高める支援等の復職前リハビリテーション、職場の受け入れ体制の整備等の支援を行います。</p>	<p>神奈川県障害者職業センター</p> <p>☎ 042-745-3131</p>

障害者に対する就労支援内容一覧(3)

【離職・転職時の支援, 再チャレンジへの支援】

相談内容	支援内容	支援機関
<p>○今の職場での仕事になじめないので転職したい。</p> <p>○仕事を辞めてしまったが、再就職したい。</p> <p>○企業で働いていたが解雇された。</p>	<p>職業相談、職業紹介、雇用保険の給付・転職を希望してハローワークに求職申込みを行っていただき、希望に応じて、職業紹介を行います。</p> <p>また、失業した場合、失業認定の手続き等を行っていただき、雇用保険による基本手当を支給します。</p>	<p>ハローワーク藤沢</p> <p>☎ 0466-23-8609(代)</p>
<p>○就職したくて就労移行支援事業を利用したが、一般就労は難しかった。</p> <p>○体力面の問題で働き続けることが難しくなった。</p>	<p>＝就労継続支援事業(A型)＝ ・雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に向けた必要な知識・能力が高まった方に対して一般就労への移行に向けた支援を行います。</p> <p>＝就労継続支援事業(B型)＝ ・就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては、一般就労への移行に向け支援します。</p>	<p>就労継続支援事業所(A型)をご覧ください。</p> <p>就労継続支援事業所(B型)をご覧ください。</p>

鎌倉市市内就労関係事業所一覧

■就労移行支援事業所 (27年度鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書から転載)

番号	障害別	事業所名	所在地	電話
①	知的	工房ひしめき	鎌倉山2-8-34	0467-33-0882
②		就労移行支援センター Will	由比ガ浜2-9-53 マセハイム3階	0467-23-4007
③	精神	ねくすと	大船3-1-3セイショウナンビル6F	0467-38-4322
④		富士ソフト企画 就職予備校	岡本2-13-18	0467-47-5944
⑤	知的精神	笑ん座カフェ	城廻423-121	0467-33-4083
⑥	知的精神	トライフル鎌倉	雪ノ下3-4-25セイショウナンビル	0467-232156

■就労継続支援A型事業所

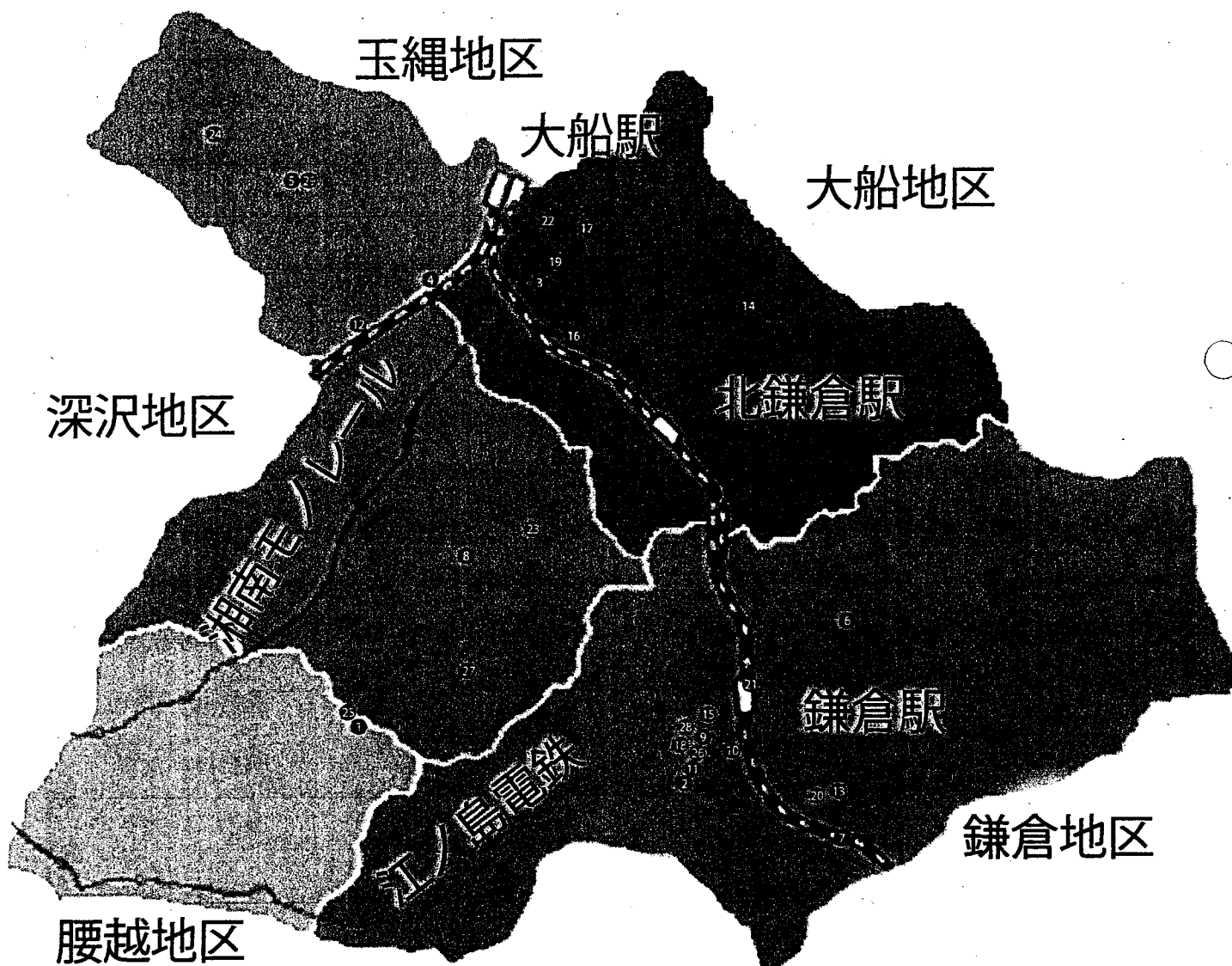
⑦	特定なし	ラパン名越センター	大町5-12-16 2階	0467-23-0730
⑧	特定なし	Bizパートナーズ大船	梶原2-19-19	0467-91-1120
⑨	精神	かまくら ふれんず	御成町2-5	0467-24-1116
⑩	特定なし	ピースウェイブ	御成町3-10	0467-33-4042
⑪	特定なし	障害者雇用開発ネット ワーカービー	由比ヶ浜2-9-53マセハイム2階	0467-23-2374
⑫	特定なし	ワークセンター かまくら愛	岡本 1022-32	0467-41-1123
⑬	特定なし	ラパン大町事業所	大町4-14-6	0467-23-0509
⑭	精神	カフェふれんず (サテライト)	今泉2-10-1	0467-46-3413

■就労継続支援B型事業所

⑮	精神	れざみ	御成町7-11	0467-23-9817
⑯	精神	Work shop レスカル	小袋谷2-14-10	0467-46-9335
⑰	精神	café茶るら	大船2-20-38	0467-47-1975
⑱	精神	ジャックと豆の木	由比ガ浜2-4-39	0467-24-1116
⑲	精神	みらいの種	大船2-10-26	0467-47-5051
⑳	精神	青い麦の家	大町5-2-11	0467-23-0026
㉑	精神	道工房	小町2-6-39	0467-53-9201

■就労継続支援B型事業所

番号	障害別	事業所名	所在地	電話
⑫	精神	もっこす	大船2-24-11	0467-44-1841
⑬	精神	りっしん洞	梶原3-21-3	0467-53-5051
⑭	知的	鎌倉薫風	関谷1351	0467-47-9358
⑮	知的	工房ひしめき	鎌倉山2-8-34	0467-33-0882
⑯	知的	鎌倉はまなみ	由比ガ浜2-3-11	0467-24-5873
⑰	知的身体	すてっぶ鎌倉ときわ	常盤530	0467-31-1717
⑱	知的精神	アトリエそらのいろ	由比ガ浜1-2-5	0467-22-5400
⑲	知的精神	笑ん座カフェ	城廻423-121	0467-33-4083



就労支援事業所からの就労実績一覧 平成28年度) 例示

□ 業務内容についてはハローワークの求人分類となっています。

数	業務内容	性別	種別	在籍事業所	サービスの種類
1	事務的職業	女	精神	〇〇事業所	就労移行支援
2	事務的職業	女	精神	〇〇事業所	就労移行支援
3	事務的職業	男	身体	〇〇事業所	就労移行支援
4	事務的職業	男	身体	〇〇事業所	就労移行支援

1	販売の職業	女	精神	△△事業所	就労継続支援A型
2	販売の職業	男	知的	△△事業所	就労移行支援

1	生産工程の職業	男	身体	□□事業所	就労継続支援A型
2	生産工程の職業	男	知的	□□事業所	就労継続支援A型
3	生産工程の職業	女	精神	□□事業所	就労移行支援

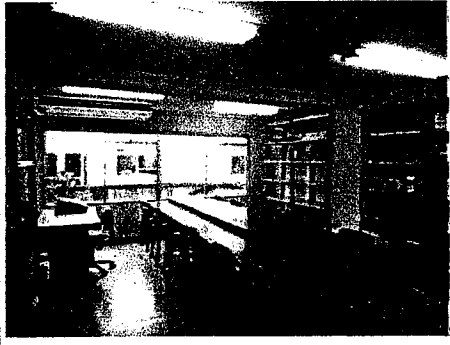
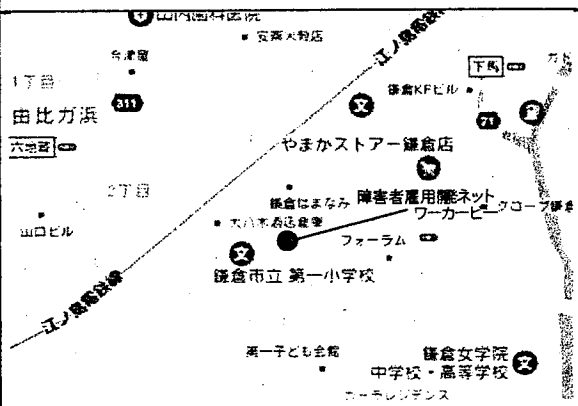
1	運搬・清掃・包装等の職業	女	知的	〇〇事業所	就労継続支援A型
2	運搬・清掃・包装等の職業	女	知的	〇〇事業所	就労継続支援B型
3	運搬・清掃・包装等の職業	男	精神	〇〇事業所	就労継続支援B型
4	運搬・清掃・包装等の職業	男	精神	〇〇事業所	就労継続支援B型

1	保守の職業	男	精神	△△事業所	就労移行支援
2	保守の職業	男	身体	△△事業所	就労移行支援

1	専門的・技術的職業	男	身体	□□事業所	就労移行支援
---	-----------	---	----	-------	--------

1	サービスの職業	女	知的	〇〇事業所	就労継続支援B型
2	サービスの職業	女	精神	〇〇事業所	就労継続支援B型
3	サービスの職業	男	精神	〇〇事業所	就労継続支援B型



法人名	NPO法人 e-ライフサポート					
設立年月日	2007年4月1日					
事業所名	障害者雇用開発ネット ワーカービー					
開設年月日	2007年4月1日					
電話番号	0467-23-2374					
FAX番号	0467-23-2374					
管理者名	阿部 里美					
担当者名	阿部 里美					
所在地	鎌倉市由比ガ浜2-9-53 マセハイム 2階					
メールアドレス	workerbee@cronos.ocn.ne.jp		ホームページ			
開所日	休業日	年末年始		開所時間		
専門職配置	サービス管理責任者 職業支援員 生活支援員					
費用負担	送迎	有(無)	送迎費	円/回	送迎範囲	
	給食	有(無)	給食費	480円/回	アレルギー対応	
	その他の費用負担 (円)					
事業所状況	定員	10人	男女比	8:04	就労実績(年度)	
	現利用者数	12人	平均年齢	38歳	平均工賃月額	
主たる対象	特定無					
利用に関する留意事項	利用契約前に見学・体験をお願いします。					
主なサービス提供内容	訓練又は作業)		サービス提供時間	9:00~15:00		
①コンピュータによる点訳 点刻 音声データ作成 点刻名刺作成 ②車いす整備 ③箱作り ④丁合作業 ⑤その他の作業						
事業所PR			事業所アクセス			
情報弱者に対する支援・合理的配慮に関するすべての取り組みに積極的にかかわっていきます。 車いすについては、知識、技能直美ならず、資格取得を目指します。 一般就労をめざします。						



知っておきたい3つの情報

・障害者就労支援員

(ジョブサポーター) 派遣事業

知的障害者の職場への定着支援を図るため、障害者就労支援員を派遣します。

- ・対象者 ①障害者総合支援法で規定する就労移行支援等を利用を終了し、企業に就労している知的障害者。
- ②県内の就業・生活支援センターに登録後、企業に就労している知的障害者。
- ③県内の特別支援学校に在学中の知的障害者。

- ・問い合わせ：工房ひしめき (0467-33-0882)

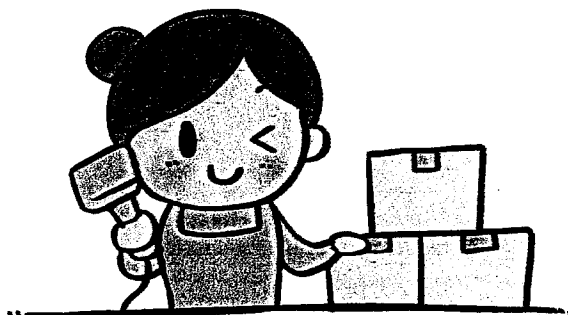
・障害者就労相談「Wish」

障害者が継続して働けるように、就労後も働く人と雇う人の双方を支援する、障害者就労後定着支援事業に取り組んでいます。

- ・働く人への支援：就労する上での不安や悩みを解消するため、カウンセリングや、健康管理のアドバイス、余暇や職場の同僚との対人関係に関わる相談など。
 - ・雇う人への支援：障害者の雇用の継続のため、企業に対し、就労全般に関する相談支援をし、必要なアドバイスや調整を行う。
- ・問い合わせ：ねくすと内 障害者就労相談「Wish」 (0467-38-7210)

よこすか障害者就業・生活支援センター 就労援助センター

→ 次のページをご参考ください。



よこすか障害者就業・生活支援センター 就労援助センターのご案内

雇用・福祉・教育等の機関の人たちと協力して、障害のある方に職場実習のあっせんや、働いたり、就業生活をしていく上での悩みごと相談・支援を行います。

センター利用のおおよその流れは、次のとおりです。

- ① 相談・面接
 - 働きたいが、どうしたらいいかわからない。
 - 就労の悩みや不安を相談したい。
 - 職業生活の悩みや不安を相談したい。など
- ② 登録

登録手続きのため、センターに来所していただきます。
あなたの希望や状況をお聞きした上で、関係機関と連携しながら、必要なことを一緒に考えていきます。
- ③ 求職活動

ハローワークを通して就労先、実習先を一緒に探します。
企業面接時には、センター職員が助言したり、同行する支援を行います。
- ④ 職場見学

就労を希望する職場の様子や仕事内容等を一緒に見学に行きます。
- ⑤ 職場実習

実際の職場での仕事を体験します。
- ⑥ 就 労

就労開始にあたり、職場で長く働き続けることができるよう、本人・関係者と必要な調整を行います。
- ⑦ 定着支援

就労開始後、センター職員が定期的に事業所を訪問し、人間関係や仕事の調整を行ったり、本人や企業からの相談に応じるなど、職場定着の支援を行います。

センター利用案内

-
- ◆所在地：〒238-0041 横須賀市本町2-1 横須賀市立総合福祉会館4階
 - ◆電 話：046-820-1933 ◆F A X：046-820-1934
 - ◆Eメール：yse-10.5@orion.ocn.ne.jp
 - ◆開 所 日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
 - ◆支援対象者：鎌倉市・横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町に住所を有する
障害のある方

※ハローワークの求職登録を原則お願いします。

※就労にあたっての主治医の意見書のコピーをお願いする場合があります。



発行者 鎌倉市障害者支援協議会 就労支援部会

〒248-8686

鎌倉市御成町18-10

鎌倉市 障害者福祉課

(6番窓口)

TEL 0467(23)3000 内線2367・2369・2697

FAX 0467(25)1443

基幹相談支援センター

鎌倉市御成町20-21 鎌倉市福祉センター内
TEL 0467(39)6122 FAX 0467(39)6132

